

ご存じ
ですか？

新築住宅の建築もしくは購入で 最大40万ポイント が受け取れます！

一定の要件を満たせば 最大100万ポイント

ポイント発行の申請期限

窓口申請・郵送申請 ▶ (遅くとも)令和3年11月30日

オンライン申請 ▶ (遅くとも)令和3年12月15日*

*追加工事交換を伴う完了前申請を除く

Q どんな人や家が対象なの？

- A
- ・自ら住むために新築住宅を建築もしくは購入した方
 - ・一定の省エネ性能等を有する住宅
 - ・令和2年12月15日～令和3年10月31日に
契約(工事請負・不動産売買)を締結した住宅

グリーン住宅ポイントとは？

グリーン社会の実現および地域における民需主導の好循環の実現等に資する住宅投資の喚起を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の回復を図るため、一定の性能を有する住宅を取得する者等に対して、「新たな日常」及び「防災」に対応した追加工事や様々な商品と交換できるポイントを発行する制度です。

詳しい制度内容や申請方法等は、事務局ホームページをご確認ください。

URL

<https://greenpt.mlit.go.jp>

グリーン住宅ポイント

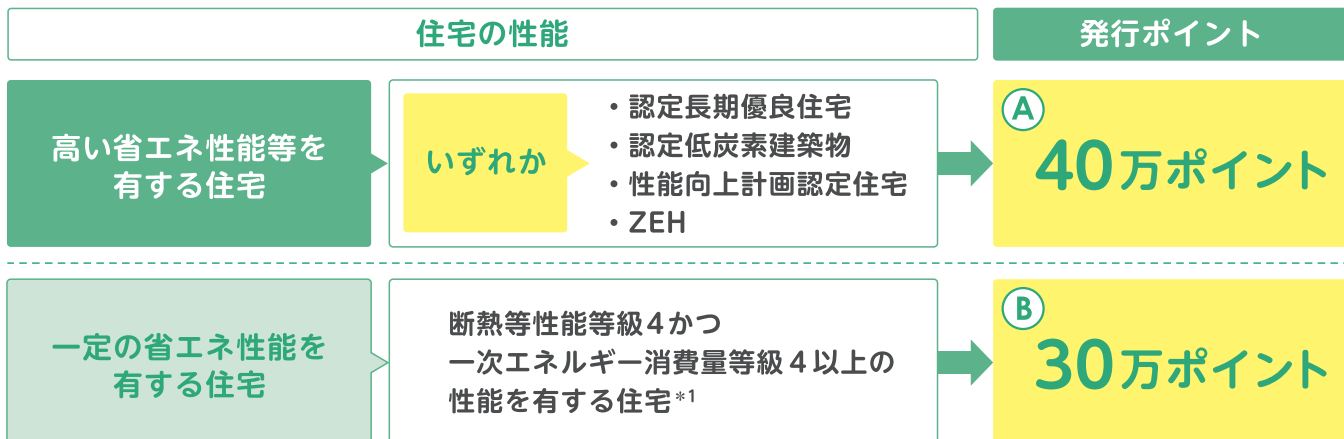
検索

スマートフォンの方は
こちらから

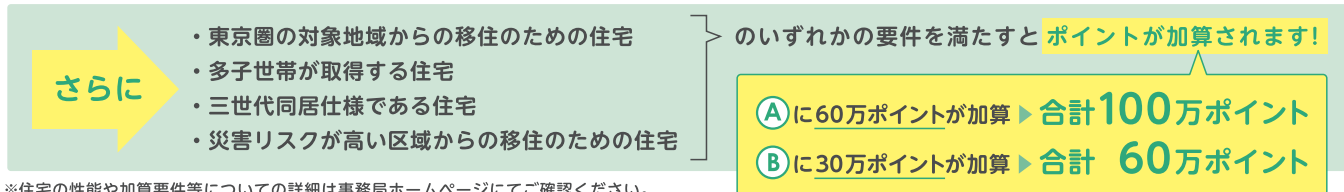


Q どのくらいのポイントがもらえるの？

A 住宅の性能に応じてポイントが発行されます！



^{*1} 断熱等性能等級4を満たさない住宅であって、「建築物省エネ法」に基づく住宅の外気性能の基準および一次エネルギー消費量の基準に適合するものは本制度の対象とします。



※住宅の性能や加算要件等についての詳細は事務局ホームページにてご確認ください。

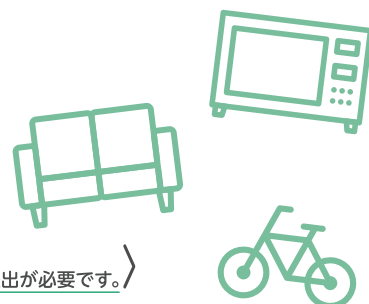
Q ポイントは何に使えるの？

A ① 商品に交換できます！

「新たな日常」に対応した商品、省エネ・環境配慮に優れた商品等、様々な魅力的な商品との交換が可能です！

② 追加工事交換に利用できます！ 〈完了前ポイント発行申請を行う場合、令和4年2月15日までに完了報告の提出が必要です。〉

「新たな日常」（テレワークや感染症予防）及び「防災」に対応した追加工事の代金に充当できます！



Q 対象期間はいつまでなの？

A	対象期間	工事請負契約・不動産売買契約	令和2年12月15日～令和3年10月31日
	手続期間	ポイント発行申請	令和3年3月29日～令和3年12月15日 ^{*2}
		商品交換申込	令和3年6月1日～令和4年2月15日
		完了報告	【追加工事交換を含む】 ポイント発行～令和4年2月15日 ～令和4年5月31日^{*3} ～令和4年11月30日^{*4} ～令和5年5月31日^{*5}

^{*3} 戸建住宅の場合 ^{*4} 共同住宅等（階数10以下）の場合 ^{*5} 共同住宅等（階数11以上）の場合

申請タイプはいずれか選択！

- 対象住宅の引渡し・入居後、書類をそろえてポイント発行申請（完了後ポイント発行申請を選択）
- 引渡し・入居前でも契約以降、申請できます（完了前ポイント発行申請を選択）
ただし、その場合、住宅の規模・工事の内容に応じて期日までに完了報告の提出が必要

^{*2} 窓口申請・郵送申請の場合、追加工事交換を伴う完了前申請の場合は令和3年11月30日